

広島県告示第六百六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十三年七月七日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
長楽寺二丁目 一(五六〇) 五) 地区	広島県広島市安佐南区長楽寺二丁目地内	の自然原因の土砂災害警戒区域	の自然原因の土砂災害特別警戒区域
崩壊急傾斜地の 次の図のとおり	表 区域 示 の	区域の名称	区域の名称
○五) 目一(五六 〇五) 地区	長楽寺二丁 崩壊急傾斜地の 次の図のとおり	の自然原因の土砂災害警戒区域	号三律の土戒定第区 年施推砂区す八域 で政行進災域る条の 定令令に害等土第表 め第_関防に砂二示 る八平す止お災項及 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。